

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」といいます。）第六条
第一項の規定により大規模小売店舗の変更の届出がありましたので、次のとおり公告し、
その届出及び添付書類を縦覧に供します。

なお、法第八条第二項の規定により意見を述べようとする者は、意見の内容を記載し
た書面に、氏名及び住所（団体にあつては、団体名、代表者の氏名及び所在地）並びに
意見を述べる理由を記載した書面を添えて令和八年一月十三日から同年五月十三日まで
に奈良県産業部経営支援課に到着するよう提出してください。

令和八年一月十三日

奈良県知事 山 下 真

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 ドン・キホーテ香芝店

所在地 香芝市上中一五五番一ほか四筆

二 変更のあつた事項

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

（変更前）名称 （仮称）ドン・キホーテ香芝店

住所 香芝市上中一五五番一ほか四筆

（変更後）名称 ドン・キホーテ香芝店

住所 香芝市上中一五五番一ほか四筆

2 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称、住所及び代表者の氏名

（変更前）名称 株式会社ドン・キホーテ

住所 東京都目黒区青葉台二丁目一九番一〇号

代表者 代表取締役 大原 孝治

（変更後）名称 株式会社ドン・キホーテ

住所 東京都目黒区青葉台二丁目一九番一〇号

代表者 代表取締役 鈴木 康介

三 変更年月日

二の 1 平成二十七年四月十七日

二の 2 令和七年九月二十六日

四 届出年月日

令和七年十二月十八日

五　　縦覧場所

奈良県産業部経営支援課

六　　縦覧期間

令和八年一月十三日から同年五月十三日まで。ただし、奈良県の休日を定める条例
(平成元年三月奈良県条例第三十二号) 第一条第一項に規定する県の休日を除きます。

七　　縦覧時間

午前九時から午後五時まで